

地域の見守り活動を支援します

防犯カメラ設置補助金

犯罪の未然防止のため、市内に防犯カメラを設置する
自治会等に対し、補助金を交付します。

● 補助対象者

- 自治会、地区防犯組合、地域防犯活動を行う法人、商店街等で防犯カメラの管理運用規程(※1)を設け、継続的な管理・運用ができる団体

※1 新潟県が定める「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」及び「民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項」に基づくもの。



● 補助額

- 補助対象経費の3分の2
(補助上限額1台あたり100千円、千円未満切り捨て、台数制限なし)

● 補助対象経費

- 防犯カメラの機器購入費・設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等設置費 など
※保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費、機器等の移設又は撤去費、土地・建物等の使用、取得又は補償に要する経費は対象外です。

● 補助要件

- 次の①～⑤すべてに該当すること
- ①撮影場所は道路、公園、広場など不特定多数が利用する場所とすること
- ②撮影範囲は必要最低限とし、その撮影範囲内の住民等の同意を得ること
- ③市内に本・支店を置く業者(個人事業主を含む)から購入・施工すること
- ④防犯カメラ管理運用規程を作成すること
- ⑤補助金交付決定後に防犯カメラの設置を行うこと

申込先

糸魚川市 市民生活課 環境生活係

TEL 025-552-1511 FAX 025-552-1066

✉shimin-s@city.itoigawa.lg.jp

〜〜提出書類〜〜

補助金交付申請時 ※設置工事施工前に必ず申請してください

申請書と一緒に次の書類も提出してください。

- (1)事業計画書及び収支予算書
- (2)防犯カメラの仕様書及びカタログ、構成図等の資料
- (3)防犯カメラの設置費用に係る見積書の写し
- (4)防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (5)設置場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類
- (6)撮影範囲に住居が入る場合は、当該住居に居住する住民の同意を証する書類
- (7)補助対象者の規約及び役員名簿 ※法人は不要
- (8)防犯カメラ管理運用規程の写し
- (9)その他市長が必要と認める書類

実績報告時 ※防犯カメラを設置後、遅滞なく提出してください

実績報告書と一緒に次の書類も提出してください。

- (1)収支決算書
- (2)防犯カメラの機器購入及び設置に要する費用に係る領収書の写し
- (3)防犯カメラの設置状況がわかる写真
- (4)設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷物として出力したもの
- (5)その他市長が必要と認める書類